

平成18年度第3回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第3回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年6月28日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所6階 602会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 近藤委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 堀井主事 波戸瀬主事 (傍聴者) 2名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。</p> <p>3 報告事項(事務局) 平成17年度の個人情報保護制度の運用状況を報告した。</p> <p>4 会議録について 平成18年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)について、各委員から事前の意見はなかった旨説明し、原案の通り決定した。</p> <p>5 個人情報保護制度の見直しについて (1) 不開示情報(前回からの続き) ア 概要説明(事務局) 概ね資料2の6ページ、資料3の内容に沿って説明した。 イ 各不開示情報ごとに審議を行い、結論を出した。その内容は以下のとおり。</p> <p>個人に関する情報(現行第15条第1号) (ア)審議 (委員) 情報公開条例と、ほとんど同じ規定か。 (事務局) そうだが、主なところでは、冒頭に「開示請求者以外の」が入り、除外規定のアは「公にされ」ではなく「開示請求者が知ることができ」となるところが異なる部分である。 (委員) 例えば、学校内で事故があって、けがをさせられた側が資料を求めたとき、加害者の氏名はどう考えるか。除外規定イ「人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」で開示されるのか。 (事務局) 除外規定アのうち、「開示請求者が知ることが予定されている情報」の解釈で開示すると思う。開示されるのが当然だと思うので。</p>	

(委員) そうではなくて、「通常他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの」に該当しないから、開示されるのではないか。

(委員) 除外規定のイは、個人情報保護条例の規定としてはおかしいのではないか。情報公開条例は公益性とのバランスの中で公開するということだが、自己の個人情報の中に他人の個人情報が入っていて、その他人の情報を開示するかどうかを公益性と比較して判断するのは変だ。

(事務局) 行政機関法では、同様の規定がある。事例として考えられるのは、他人の飼犬に噛まれたときに、その犬が狂犬病の予防接種をうけていたかどうかを開示請求する場合がある。この場合は、除外規定のイに該当して開示することになるのではないかと思う。

(委員) 「通常他人に知られたいと望むことが正当」とは認められないということになるのではないか。行政機関法には、この要件がないから、除外規定が必要なのだと思う。

(事務局) 情報公開条例改正の議論の時に、除外規定が必要かどうかを検討したが、規定した方がより明確であるということで、あえて規定した。それから、除外規定イで開示するときは、公益性を優先する中で第三者のプライバシーは一定の制限を受けるため、意見聴取が義務付けられることになる。このような実際上の影響はある。

(委員) 本文でも読み込めるときに、念のために除外規定を置くのが良いか。削除しないと問題が起こるか。

(委員) 開示の範囲が広がるのだから問題はない。先ほどの例の場合、情報公開条例では開示されることになるのか。

(事務局) 犬に噛まれたから開示請求できると考える。情報公開制度では、(利害関係を考慮しないので)非公開となるのではないか。

(委員) そうすると、(一般的な)「人の」ではなく、「開示請求者の」と規定すべきではないか。

(委員) 本文で、「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」という要件があるので、一般人を前提に公益性を考慮する場合はここで判断することができる。除外規定のイでは、特に開示請求者の権利を保護するために必要な場合を除外するということになるので、「人の」を「開示請求者の」とした方が、対応関係は明確になる。個人情報の例外だから、開示の範囲は拡張しない方が良い。

(委員) 他市の条例等の状況はどうか。

(事務局) 「通常他人に知られたいと望むことが正当と認められる」という要件を定めている京都市等は、例外規定を設けていない。そういう形もある。

(委員) 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの)」という規定があるが、これは必要か。第2条の定義規定から明らかになるのであるから、不要ではないか。

(事務局) この改正論議の中で、第2条の個人情報の定義からは事業を営む個人の情報は

除外しないこととしたが、この不開示情報からは除外して法人等に関する情報（現行第15条第3号）に含めることになる。案では、不開示情報の中で「個人情報」という用語は使わず「個人に関する情報」としているの、定義はかかってこない。行政機関法が「個人情報」という用語を用いないのは、定義では死者の個人情報を除外しているが、不開示情報には死者の情報を除外しないということもあると思う。宇治市条例では、死者の情報を除外していないのでこの点の問題はない。

（委員） 「個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）」とすることも可能ではないか。

（事務局） できるとは思うが、全体の規定の仕方の中で左右されてくる部分と考える。規定を作る上での参考にさせていただきたい。

（委員） 「又は」以下は、少し不自然な感じがする。識別される場合の要件（プライバシー）と識別できない場合の要件とが異なっている。

（委員） 情報公開条例はこのような規定をしている。趣旨がよくわからないが、識別できるとは、容易に識別できるということで、関係者にしかわからない場合は、容易に識別できないので、こういう場合をカバーしようということではないか。

（イ）結論

事務局の案のうち、除外規定のイは「人の」を「開示請求者の」と変更し、その他の部分は案のとおりで決定した。

市民生活の安全と秩序の維持に関する情報（現行第15条第2号）

特に意見はなく、案のとおり決定した。

法人等の事業活動に関する情報（現行第15条第3号）

（ア）審議

（事務局） ただし書きのア、イが「個人に関する情報」の場合と同様、「個人の・・・」となっている。同じように規定するか。

（委員） 「個人」というのは、変えなければならないのではないか。本文にも「（事業を営む）個人」という用語があって、「個人」という用語が混乱している。

（事務局） 情報公開条例の改正文案を事務方で検討している時に、情報公開条例も同じような規定だったので、「個人の」を「人の」にした経緯がある。

（委員） 個人に関する情報と同様、「開示請求者の」とした方が良い。

（イ）結論

現行規定のただし書きア、イは「個人の」を「開示請求者の」と変更することとなった。

法令秘情報（現行第15条第4号）

（ア）審議

（委員） 指示とはどういうことか。

（事務局） 地方分権で、法令に基づかない機関委任事務が廃止され、国・府が地方自治に関与できるのは法令に規定される場合に限定された。主に、地方自治法第245条第1号の「へ」に規定される「指示」を意味している。

（委員） 「又は」以下は、規定しなければならないのか。「法令及び他の条例の規定により」の中で解釈できないのか。案は「基づく」が2箇所出てくるなど、わかりにくい。

（事務局） 「法令及び他の条例の規定により」とは、まさに法令に開示してはならないと書かれているような場合に限定して解釈している。

（委員） 地方自治体が国に開示していいかどうか問い合わせたところ、開示してはいけないと指示される場合がある。法律そのものには開示してはならないとは書いていないが、そういう場合があり得る。これは現行では読めない。

（委員） 京都市の規定の仕方なら明快である。情報公開条例とは異なってくるかもしれないが、この規定を参考にした方がよい。

（イ）結論

「法令に基づく指示」の部分は京都市条例を参考にした規定とすることとなった。

個人の評価等に関する情報、（現行第15条第5号）及び事務事業に関する情報（現行第15条第7号）

（ア）審議

（委員） 7号（事務事業に関する情報）の例示規定に、同じ趣旨の規定を加えるかということなので、7号と一緒に検討する。

（事務局） 案の第7号の例示規定力は京都市条例を参考にした。宇治市では、現行第8号該当で不開示とした例は全くない。一つの案としては例示を設けることを出したが、本文中「その他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」で読み込むのも方法である。

（委員） 現行は「著しい支障」となっているが、案では本文から「著しい」がなくなつて、力のところだけ「著しい」が入っている。「著しい」という限定をいれるかどうか。

（委員） 情報公開条例では「著しい」がないが、自己情報の開示請求は、一般的に「知る権利」があるというのとは異なる。本来、本人は自己情報の開示を受ける権利があるのだから、開示しないためには「著しい支障」が要件となった方が良いのではないかと。そうすると、本文で「著しい支障」として、例示規定の力のところはなくても良い。条例を改正することによって後退するような印象を持たれてもいけない。

（委員） 「著しい」を入れることによって、不開示情報がより限定される。

(イ)結論

現行第5号は削除し、第7号に新たな例示規定を置く。ただし、案のうち、本文は「支障」ではなく「著しい支障」とし、例示規定力は単に「支障」とすることとなった。

審議、検討又は協議に関する情報（現行第15条第6号）

(ア)審議

(委員) 「本市等」とはどういうことか。

(事務局) 情報公開条例では本市等の定義を置いており、本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人のことである。

(委員) そうすると国、他の地方公共団体の「内部」も入る。

(委員) 国の内部、他の地方公共団体の内部のことを言うのはおかしい。

(委員) 前半部分は現行のままの方が良い。

(委員) 「研究、調査」をとる趣旨はどういうことか。

(委員) 第7号の案のウで読み込むということか。

(事務局) この例示規定のウは、大学のような研究機関を典型的なものとして想定している。市では考えにくい。解釈上調査研究の中で読み込むことができるかもしれないが。

(委員) 6号の「意思形成に支障が生じる」というのと、7号ウの「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」は要件が異なるから、代わりにはならない。

(委員) たしかに調査、研究は意思形成との関係では間接的ではある。

(委員) 検討、審議、協議が意思形成との関係では直接的なものということで、これらに絞って不開示情報の対象にするということ。

(イ)結論

前半部分は現行規定を維持し、その他の部分は案のとおりとなった。

国等との信頼関係に関する情報（現行第15条第8号）

特に意見はなく、案のとおり決定した。

開示請求者の権利・利益を害するおそれのある情報（現行規定なし）

(ア)審議

(委員) 宇治市では事例はあるか。

(事務局) 開示請求に至ったことはないが、児童虐待から逃れる未成年の子がどの学校に通学しているか教えてほしいという問い合わせが、親権者から担当課に対してはある。

(委員) 暴力をふるう父親から逃れて母親と子が逃げたときに、居場所を知りたいから教えてほしいという例はある。それは子と父親の利害が反するので、開示しない。

(委員) 京都市の書き方と、国・大阪市は異なる。京都市は、代理請求のときに、本人

の権利利益を害するおそれがある情報を不開示としているが、国・大阪市は一般的な書き方で、もっと広い。例えば、病気について知らせるとかえって良くないから不開示ということになる。これがいいのか。

(委員) 一般的には病名は開示するのか。

(事務局) 原則は開示する。

(委員) 病名が特定されないが、重病であるということを知らせてしまう。

(委員) この規定により不開示にしても、「あなたのためにならない情報が書かれている」ということを言っているわけだから、不開示にする意味があるのか。

(委員) このような場合は、7号の案の例示力(個人の評価等に関する情報)で読む方が良い。さらに、このような不開示情報があるのか。

(委員) 市に病気の情報の開示を求めるしかないとうことがあり得るのか。病院はカルテを開示しないことはあるのか。市が個人の病気を把握するのはどんな場合か。

(事務局) レセプト・診療報酬明細書がある。病院で教えてもらえないから、市に開示請求するという事は考えられる。

(委員) (不治の病等の情報について)本人に対して知らせることが適当でないという理由で不開示にしても仕方がない。京都市のように法定代理人と本人との利益相反の場合に限った方がよい。

(イ)結論

京都市の規定を参考にして、利益相反の場合に限定して、規定を設けることとなった。

(2) 存否に係る情報

ア 概要説明(事務局)

概ね資料2の11ページの内容に沿って説明した。

イ 審議

(委員) 通知の仕方はどうなるか。

(事務局) 様式を決めなければならないが、存否応答拒否であることは明らかにしなければならない。

(委員) 事例はあるか。

(事務局) 事例はないが、請求件数が少ない中でのこと。今後はあり得る。

(委員) 「処分として位置付ける」の意味を説明されたい。

(事務局) 不服申立て、訴訟の対象となる行政処分として位置付けるということであって、存否応答拒否された請求者がこれに対抗して、救済を求めることを可能にしようということ。

(委員) 従来は、存否応答拒否や不存在の場合も、救済を求められないとする運用を行うところが多かった。現在は、不存在の場合も「あるはずだ」ということで、不服申立

てができるのが普通である。

ウ 結論

案のとおり決定した。

6 次回以降の日程調整

次回、次々回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

ア 次回 平成18年7月26日(水) 午前10時～

イ 次々回 平成18年8月23日(水) 午前10時～

7 閉会